令和5年度 第2回米原市介護保険運営協議会 議事概要

日時:令和5年9月4日(月)

午後7時00分~8時56分

場所:米原市役所本庁舎 コンベンションホール

1. 開 会

事 務 局:皆さま、こんばんは。本日は令和5年度第2回米原市介護保険運営協議会をご案内させていただきましたところ、公私ともにご多用の所、ご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより会議を始めさせていただきます。まず、開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

2. あいさつ

- 会 長:皆さま、こんばんは。9月になって暑い夏が終わったかと思っても、まだ暑さが続いておりますが、体調の方はいかがでございましょうか。この会議、今年は回数が多く来月にもあるという状況なので、体力勝負になってきます。皆さま、体には十分気をつけて忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。
- 事務局:本日は15名中14名の委員の皆さまのご出席で、半数以上のご出席をいただいております。米原市介護保険条例施行規則第30条第2項の規定により、過半数の出席をいただいておりますので、本会議が成立しておりますことをご報告いたします。それでは、これより会議を始めさせていただきますが、会議を始める前に資料の確認をさせていただきます。

<資料確認>

事務局: それでは、これからの会議の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。 会長、よろしくお願いいたします。

3. 協議・報告事項

会 長:それでは次第に基づいて、会議を進めていきたいと思いますので、皆さまご協力よ ろしくお願いいたします。では、「(1) 第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針の構 成について(厚生労働省)」の説明を事務局よりお願いいたします。 (1) 第9期介護保険事業(支援)計画の基本指針の構成について(厚生労働省)

事務局:<資料に基づき説明>

会 長: ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問やご 意見はございますか。

委員:地域医療構想調整会議の結果を共有する、とありますが、その結果は、この後、この会議に出てきますか。

事務局:こちらは県が調整されます。

- 事務局:今のご質問で、こちらについては、医療計画の関係もありますし、今回、介護と医療の報酬改定の一番大事な時期ですが、まだ県の方から照会等はございません。ただ、市では医療計画を立てませんので、県全体の動向を見据えながら考えていくということと、リハビリテーションや老人保健施設の関係等で、医療的なケアという部分では非常に重要な部分が関係してくると思いますので、県とはそのあたりを密にしつつ、情報収集しながら計画に盛り込んでいきたいと思っております。
- 委 員:この指針に基づいて第9期計画のこの会議を進めていくということだと思いますが、 進めるに当たってこの基本指針が市にとって受け入れられるボリュームなのか、そのあた りがよく分からない。市が受け入れられないことを一生懸命論議しても何も始まらないの で、この指針というものは市にとってどのくらいの負担があるものなのか、やれるものな のか、そのあたりの市の判断はどうですか。それによって考え方がだいぶ変わってくるの ではないかと思います。
- 事務局:基本的にはこれまでの計画に載せておりますとおり、重度になっても住み続けられるということが一番重要になってきます。特に医療的サービスに関わる部分を補完するようなサービス体制を作っていくことで、要介護3であっても在宅で住み続けられるということになります。本日はお示ししておりませんが、県が特別養護老人ホームの入所の状況

を4月1日時点で把握されましたデータがあります。昨年の4月時点では待機者が6,400人ほどでしたが、既に施設に入所されておられたり、死亡されていたり、という情報を精査されましたら、実際の待機者は3,400人程度になり、米原市におきましては84人の待機者ということでした。これまで入所待機者がたくさんいるという話でしたが、約80名であれば、それほど多くないということを実感しています。その約80名の中にも既に施設に入っておられる方がいますので、本当に在宅で待機されておられる方というのは30名程度だと思っております。米原市については県外の施設の利用もできていますので、今後、施設整備というのは、ほとんどないと思っております。定員29人の地域密着型サービスは各市町で整備してきておりますので、県全体としましてもおそらく施設サービスは、今後、考えていく必要はないと考えていると思います。施設を作ってしまうと20年後、30年後どうするのかということになってきますので、市としましては在宅サービスを充実させて、できるだけ長く住み続けていただけるようなバックアップ体制をとっていきたいと思っております。

委 員:自分も団塊の世代なので2025年のことも心配しなければならないが、今、説明していただいた中にそれに加えて2040年問題があった。これも大きな問題で、そこに向かっての方向性を市として決めておかないと、と懸念をしているが、どうですか。

事務局:2040年を見込んだ計画になっております。

会 長:他、いかがでしょうか、特にないようでしたら次の「(2)介護予防等の現状について」の説明を事務局からお願いいたします。

(2) 介護予防等の現状について

事務局:<資料に基づき説明>

会 長: ありがとうございました。今、説明していただきましたことにつきまして、ご質問、 ご意見はございますか。

委員:77ページの「3-6 介護サービスの質の確保と適正な利用」で、この間、新聞に

もありましたが、訪問介護事業所の減少で滋賀県は結構上位にいましたが、米原市はどのような状況でしょうか。

- 事務局:減ってはいませんが、ヘルパーの高齢化がかなり進んでおります。
- 委員:そのあたりも気になっていまして、私どもも見ていても高齢化が進んでおり、各事業所さん厳しい状況です。今、米原市はおそらく事業所数を保ててはいますが、今後、問題だという気がしますので、計画に盛り込んでいただかないといけないと思っています。
- 事務局:先ほど人材確保のところでご説明させていただきましたが、色々な補助金等を創設してバックアップしていきたいと思っていますが、実績がなかなか上がってきていないというのが現状です。長浜市は定住促進まで踏み込んだ補助金制度を作っておられますが、実績としては少ないです。やはり介護業界に就職される方が少ないということですので、このあたりは今後人材が不足していく中で、そういった人材を確保するためにどうしていったら良いかということを社会全体で考えていく必要があると思います。もう1点、国の指針に出ていましたとおり、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を充実させていくということで、市としましてもこのサービスができていくとよいとは思っていますが、なかなか365日24時間体制で、サービス提供できる事業所の参入は難しいと考えています。在宅介護、医療連携の中で、そういったお声があれば積極的に取り組めるよう、計画には盛り込んでいきたいと考えています。77ページには地域密着型サービスの供給体制はおおむね整ったという書き方をしておりますが、ただ全く何も整備しないという意味ではないということはご理解いただきたいと思います。
- 委 員: 70ページの「(4) 在宅医療拠点の活用」で、米原市の在宅看取りの割合が20%未満で推移と書かれていますが、現状、私どもも在宅医療をしていまして、今の米原市の状況、家庭事情をみると、若い人のほとんどが遠くにおられて在宅で看取るということが、ほぼ難しい状況になっています。おそらく他の市もそうなっていくのは目に見えているという状況の中で、この割合をできれば変更していただきたいと思います。有料老人ホームや特養等いろんな施設に対し看取ってくださる施設を支援するという形を取っているところですので、少なくとも近隣市、彦根市、長浜市、米原市の3市の施設で最後まで看取ら

れている方というのは、十分その地域で看取ったに値するのではないかと思います。そう しなければ、おそらく在宅看取りのパーセントを追いかけても無理だという気がします。 そのあたり、市の今後のお考えがあったらお願いします。

- 事務局:71ページの自宅死の割合というのは、そういった点でかなり難しくなってきている ということを言いたいということで載せています。
- 委 員:地域性からしても、国に準じなくても良いと思います。ここに出ている平成29年より前はもう少し高くなっていましたが、地域事情が変わってきてこうなってきていると思います。現状の国の指標を出しておいても良いですが、米原市独自の指標も出していった方が良いのではないかと思います。
- 委 員: 61ページの物価高騰等対策支援で、経済的な負担軽減を図るため、支援を行いましたとなっていますが、実績、数字はここには載せないのですか。
- 事務局:物価高騰等対策支援については臨時的なものですので、記述のみにしております。 載せた方が良いということであれば載せさせていただくことは可能です。
- 委 員:それともう1点、同じページの1層協議体、2層協議体の説明をしてくださいましたが、その地域支え合いセンターはどこにあるのですか。
- 事務局:地域支え合いセンターは、ゆめホールにあります。1層というのが市全体を示すもので、2層というのが各旧町を示すものになっております。伊吹地域ですと愛らんど、山東地域ですと山東支所、近江地域ですとやすらぎハウス、そして米原地域ですとゆめホールとなります。地域支え合いセンターは1層になりまして、市全体を見ているものを1人配置しているということになります。
- 委員:地域お茶の間創造事業の件でお聞きしたいのですが、この事業を始めてから10年間、 かなり地域で活動してきたという感覚はあります。ただ現状、私のところもそうですが、 他の地域のお茶の間創造事業の方に話を聞いても後継者がいない、引き継いで今の形を維

持していただけるような方向性がないという状況があって、地域の中で今までのような形で進めていける現状ではないという気がして仕方がないのですが、今後をどのように考えておられるのか、教えていただきたい。

- 事務局:今、各お茶の間創造事業団体の方に聞き取りをさせていただいております。おっしゃられるとおり新たな担い手がいないという現状で実施をしていただいているということは私どもにも伝わっております。これまでは自治会単位でお茶の間を展開するという形が多くなっておりましたが、少し広い目で見まして、広域で実施をしていただける、例えば出前サロンといった形でお茶の間のないところに行っていただく方を作るなど、人材が集まってくるような仕組み作りもやっていきたいと思います。来年度、お茶の間創造事業の改正もありますので、また、お茶の間創造事業団体の方に集まっていただきご意見を頂戴したいと思っております。
- 委 員:81ページの有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅について質問させていただきます。最後に唐突に出ているような感じですが、こちらの意図として、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を特定施設の指定を受ける方向へもっていきたいということなのか、あるいは厚労省の指標にもありましたが、効率を良くするためにグループ化、ネットワーク化する方向へ進めたいということで載せておられるのでしょうか。
- 事務局:市としましては、特に特定施設として指定を受けていただくという思いはしておりません。高齢者の住居としての有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の役割で載せております。特に、都会では需要が非常に高いと聞いておりますが、市のニーズはそれほど高くありません。
- 委員:56ページの地域訪問型サービス事業で、能登瀬お茶の間クラブと一般社団法人大野 木長寿村まちづくり会は令和3年度までとなっていますが、これは何が令和3年度までな のですか。
- 事務局:能登瀬お茶の間クラブさんと一般社団法人大野木長寿村まちづくり会さんに関しま しては実績がないという状態でしたので、令和3年度までは事業を運営されていましたが、

令和4年度からは事業を実施されていないということです。

- 委員: それと関連しているかは分かりませんが、64ページの移動支援制度の構築で、福祉 有償運送実施団体が5団体となっていますが、これと先ほどの2団体は何か関係がありま すか。
- 事務局:特に関係ありません。地域訪問型サービス事業は訪問で生活の困りごとへの対処を 行うものになります。もちろん移送もされておられましたが、例えば電球が切れたという 場合に電球を変えるというような事業です。この福祉有償運送というのは介護事業所が登 録をされているものになります。以前は大野木長寿村まちづくり会さんもこちらに登録を されていましたが、対象が要支援の方や障がいをお持ちの方のみの運送になり、地域の方 すべてを運送できないということで現在は登録されていません。
- 委 員:2点質問があります。1点目は80ページの「ほいく・かいご・ふくしのしごと就職フェアin MAIBARA」ですが、どのくらいの人が参加して、なおかつどれくらいの人が就職されたかです。2点目は、81ページに給付型奨学金制度の活用とありますが、これは全額支給なのか半額支給なのか、金額的なことはどのようになっているかお聞きします。
- 事務局:1点目の質問の「ほいく・かいご・ふくしのしごと就職フェアin MAIBARA」についてですが、81ページの上部に参加者数等を記載しております。なお、保育関係では昨年、就職に結びついた方が2名ほどいましたが、残念ながら介護・障がい福祉分野では就職フェアで就職に結びついた方はいませんでした。
- 事務局:もう1点ご質問いただきました給付型奨学金制度ですが、奨学金は月額3万円で、 給付期間は正規の修学期間が終了するまでの最長4年間です。
- 会 長:62ページの個別避難計画の策定促進ですが、令和2年度が64自治会、令和3年度が67自治会と記載されています。3つ増えたということなのか、それとも新しく67自治会増えたということなのか、どちらですか。

事務局:追加が3つということです。

- 会 長:ここに全部の自治会数の記載があると、例えば全部の自治会数が100だったらまあま あがんばったと言えますが、この数だけではそれが分かりません。次の圏域別のところも 圏域ごとの自治会数の記載があるとだいたい何%くらいできているということが想像でき ますが、そこがないのが分かりにくいと思いました。
- 事務局:今後、この資料の取りまとめにおいて全体が分かるようにさせていただきます。全体で108自治会ありますが、すべての自治会に対象者がおられるというわけではありませんので、そこが分かるように改めさせていただきます。
- 委 員:本日の資料は介護予防等の現状についてですので、現状を書かれていると思いますが、この中には今後の目標が書かれているものもあります。現状だけを書かれているものがほとんどですが、書き方の違うところがあるのが気になりました。また、介護事業にあって、やはり絶対に必要なのは介護現場のマンパワーです。ところが、先ほどからの人材確保に関して、今後どうしていくのかなと思います。この前、新聞にも書いてありましたが、やはり高齢化が進んでいることと、もう一つは報酬がなかなか魅力あるものにならないと人が来てくれないということもあるので、今後は処遇をどのようにして介護の現場を充実させていくのかというところまで触れていただきたいと思います。
- 事務局:ご質問の1点目の書き方について、ここでは現状を書いておりますので、今後のことは5章や6章において方向性を計画に載せていくという形で修正させていただきます。ご質問の2点目です。基本指針で説明しておりますが、処遇改善については市の方で改善するということはできませんので、国である一定の処遇改善の措置を講じていただくことになります。級地に関して米原市の場合は「その他」の地域で報酬加算が0になっています。長浜市は3%の加算がつきますし、彦根市では6%の加算がつきますが、これについて市の方では何ともできません。全国的にはこういった級地のばらつき、格差が大きいところについては是正しましょうという方向にはなっております。報酬が低くなると、その分、事業者からすると非常に厳しい運営にはなりますが、介護サービスを利用されている利用者からすると利用料が低く済み、市としても保険料が抑えられるということになりま

す。ただ、おっしゃっていただいたとおり今後の人材確保は非常に重要です。おそらく今は100%サービスを利用していただけている状況ですが、これが例えば15年後、生産年齢人口が更に減っていって介護していただける人材が集められなければ介護サービス自体が提供できないということになりますので、そういったことにならないよう中長期的な計画と人材確保を併せてやっていく必要があると感じております。人材確保については、先ほど申し上げました福祉教育と当然、魅力ある報酬、賃金がもらえる体系ということが重要になってくると思いますが、保険料との絡みもありますので、そのあたりを見極めながらサービス量等も見込んでいきたいと思っております。

委 員:米原市に居住している人が就職フェアに行くと、長浜市や彦根市の事業所に就職してしまって、米原市になかなか来てくれない。そういう現実があるので、国に向けての要望活動をしていただく等も含めてご検討お願いします。

事務局:これも予算化に向けて協議はしておりますが、やはり定住促進と併せた人材確保対策が有効だと考えています。

会 長:他、ございませんでしょうか。では、次の「(3)課題の整理について」の説明を事 務局よりよろしくお願いいたします。

(3) 課題の整理について

事務局:<資料に基づき説明>

会 長:ありがとうございます。色々な意見が出ていますが、まずどれが良い悪いということではなく、実際にどのように感じられますか。意見を見させていただくと、生活に密着したものの意見が出しやすいということもよく分かりますが、いかがでしょう。

委 員:課題6につきまして思っていたことがあります。災害や感染症対策の体制整備ということで、地区で要支援者参加型の避難訓練を実施しましたが、避難所になる会館について意見が出ていました。高齢者の方に聞いていると、もし避難生活になったときに畳や床では困るので、段ボールベッドが欲しいという意見、それから災害時に感染症が起こった

場合は隔離できるようにパーティションが必要だという意見がありました。また会館だけでなく、もう一つ、ふれあいハウスがありますが、トイレがないのでトイレが必要だといった意見が出ていました。また自治会からも要望するということでしたが、そういう面の補助等も充実して欲しいと思いました。

- 会 長: デジタル化の推進は、進んでいくと思いますが、賛否両論あるところかと思います。 皆さまいかがでしょうか。
- 委員:今マイナンバーカードについて色々言われていますが、あれも全部デジタルです。 やるかやらないかではなく、やらざるを得ないような状況になっていて、どちらの意見を とろうが、市としてもやっていかなければならないところですよね。
- 委 員: ヘルパーとして利用者さんの家に行っても、ホームページはどれだと言ってタウンページをめくって、どこがホームページだと言っている方もいらっしゃいます。申し込みの書類を手伝わせてもらうこともありますが、まだ分かっていない方がたくさんおられますので、そういう方が困らないような対面や電話での丁寧な応対も必要だと思います。
- 委 員:必要なことは、マイナンバーカードでもそうですが、どうしたら良いかということを身近で相談できる体制と、便利になるという実感ができれば挑戦できることもあるかと思います。本当にそれが必要で、あってよかったということが伝わっていき、それも簡単に説明してもらえて、手間もかからないというものであれば普及していくと思います。
- 会 長:一番は、やはりメリットを前面に出すということで、メリットがあるとやろうという気になりますし、後は、気楽に相談できる体制が重要になると思います。
- 委 員: 苦手でもポイントが貯まったら何かもらえますよということがあれば、とても楽しくなると思いますので、そういうことが身近にできればよいと思います。
- 事務局:補足ですが、市独自の制度としてマイナポイントを付与しておりました。昨年度 10,000ポイント、今年度3,000ポイントという形で実施しましたが、これについては非常に

市民の方の関心が高く、7割くらいの方がポイントを申請されたと聞いております。パソ コンやスマホ等を持っておられない方への支援についても、様々な形でバックアップをさ せていただいております。当然、第9期計画にも色々な取組を盛り込んでいきたいと思っ ておりますので、ご意見をいただければと思います。

- 委員:課題の中にはありませんが、この計画策定にあたって、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるということが一番大きな柱になってくると思います。今ここには行政である市、介護関係の事業者等、色々な主体ごとに記載がありますが、ここに一番基礎になる自治会の役割というところを記載することはできませんか。自治会や地域の福祉団体等について、責務や責任ということを言い始めると難しいと思いますが、自治会の役割としてこういうことがあるといったことがあった方がよいかと思います。今は自治会によって、福祉に対する温度差というところが全部違うと思っています。同じレベルまで引き上げるということではないですが、皆同じ方向を向いて米原市の地域福祉を発展、あるいは向上させていくという意味で、自治会の役割というものは大きいと思います。
- 事務局:今回は介護保険の運営協議会、介護保険の事業計画の見直しという中で、皆さまのご意見をいただいています。今、いただいたご意見、人と人とが繋がり合って、それでもって助け合いながら地域福祉を進めていくという地域福祉の考え方につきましては、現在、見直しを進めています、すべての福祉事業の基本となる計画であります地域福祉計画の中でしっかりと位置づけさせていただきたいと思っております。今回の介護保険事業計画は介護保険の事業をどうやって進めていくかという計画で、いわゆる目的に特化した計画です。今、いただいたご意見というのは介護保険だけではなく、子ども子育ての分野、障がいの分野、すべての福祉にかかる分野でありますので、地域福祉計画の中で取り入れたいと考えております。
- 会 長:他、いかがでしょうか。特にないようでしたら、最後に「4. その他」について何かございますか。

4. その他

事務局:特にありません。

会 長:ありがとうございました。では以上で、本日の議事についての検討は終了したいと 思います。皆さまありがとうございました。後は事務局にお願いいたします。

5. 閉 会

- 事務局:会長、進行ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、くらし支援 部長よりご挨拶を申し上げます。
- くらし支援部長:委員の皆様におかれましては、夜分遅くから、また長時間に渡りまして慎重にご審議いただきまして誠にありがとうございました。さて、種々ご協議をいただきましたが、会議の冒頭で説明させていただきましたように、今後は国が示しました基本指針の基本的な考え方に記述がありますように、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年を見据えました第9期計画の策定、また高齢者の人口がピークを迎えます2040年を見通すなど、85歳以上の人口の急増、要介護の高齢者の方の増加、生産年齢人口の急減など、色々なことが見込まれております。特に都市部と、本市のような地方とでは高齢化の進捗が異なりますが、本市としましては近年に高齢化のピークを迎える地域となりますので、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムの深化推進や、話が出ました介護人材の確保を図るための具体的な目標や取り組み内容を、今後作成します第9期計画に盛り込むことが重要になると考えております。引き続き皆さまにはこの基本指針を踏まえまして、今後議論を深めていくことになりますので、それぞれのお立場からまた忌憚のないご意見を頂戴いたしますことをお願い申しあげまして、はなはだ簡単ですが閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。
- 事務局:次回の予定といたしましては、10月中旬に開催を予定しております。またご案内させていただきますので、ご出席よろしくお願いします。

以上